

電波監理審議会（第1003回）議事要旨

1 日 時

平成26年3月12日（水）16：00～

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

前田 忠昭（会長）、原島 博（会長代理）、山本 隆司、村田 珠美

(2) 審理官

雨宮 明、榮 春彦

(3) 幹事

夏賀 邦明（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

福岡情報流通行政局長、南大臣官房審議官 他

4 議 事 模 様

(1) 放送法施行規則等の一部を改正する省令案について

（諮問第4号）

(2) 基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案について

（諮問第5号）

両件は、関連する事案であったため、一括して審議を行った。

審議の結果、諮問のとおり改正及び変更することは適当との答申をした。

【内容】

ア 災害対策及び難聴対策（都市型難聴対策、外国波混信対策、地理的・地形的難聴対策）を目的とするFM方式によるAMラジオ放送の補完中継局を設置できるよう、関係省令の一部改正及び基幹放送用周波数使用計画の一部変更を行うもの。

イ 現在、北海道石狩湾沿岸地域において発生している、地上デジタルテレビジョン放送を行う礼文中継局からの電波の異常伝搬による混信を解消するためには、礼文中継局のチャンネル変更（リパック）を行う必要があり、本リパックに伴い関連する知駒中継局についても割当てチャンネルを変更する必要があるため、基幹放送用周波数使用計画の

一部変更を行うもの。

(3) 日本放送協会が放送法第20条第10項の認可を受けて実施する「協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するため、その放送番組を放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務」の認可について **(諮問第6号)**

審議の結果、諮問のとおり認可することは適当との答申をした。

【内容】

日本放送協会が実施している「協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するため、その放送番組を放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務」について、平成26年度においても実施できるよう、認可を行うもの。

(4) 日本放送協会に対する平成26年度国際放送等実施要請について **(諮問第7号)**

審議の結果、諮問のとおり要請することは適当との答申をした。

【内容】

日本放送協会に対して、放送法第65条に基づき、国際放送等の実施を要請するもの。

(5) 認定放送持株会社の認定について **(諮問第8号)**

審議の結果、諮問のとおり認定することは適当との答申をした。

【内容】

株式会社テレビ朝日及び中部日本放送株式会社から申請のあった認定放送持株会社の認定に関し、それぞれ認定を行うもの。

(6) 登録一般放送事業者の登録の取消しについて **(諮問第9号)**

本件は、放送法第178条第1項により意見の聴取が義務付けられているため、総務省から内容を聴取した後、意見の聴取の手続を主宰する審理官を指名した。

【内容】

正当な理由がないのに、一般放送の業務を引き続き一年以上休止していると認められる登録一般放送事業者について、その登録を取り消すもの。

(文責：電波監理審議会事務局)